

平成29年度島根県公立高校入試の改善方針について

平成27年 11月

島根県教育委員会

目 次

平成29年度島根県公立高校入試の改善方針について	・・・・	1
I 改善方針の概要	・・・・	2
1 基本的な考え方		
2 改善方針の内容		
3 実施の時期		
II 選抜制度の具体的内容	・・・・	3
1 選抜の機会		
2 検査の時期		
3 選抜資料	・・・・	4
3-1 学力検査		
3-2 個人調査報告書		
3-3 面接		
3-4 その他の資料		
4 選抜方法	・・・・	5
4-1 一般選抜		
4-2 推薦選抜・スポーツ特別選抜・中高一貫教育校特別選抜		
4-3 第2次募集		
4-4 通信制課程の選抜		
5 合格発表		
5-1 一般選抜		
5-2 推薦選抜・スポーツ特別選抜・中高一貫教育校特別選抜		
5-3 第2次募集		
5-4 通信制課程の選抜		
6 入学手続き		

平成29年度島根県公立高校入試の改善方針について

本県では生徒の多様なニーズに応え、魅力と活力ある県立学校を実現するため、平成11年11月に発表した「県立学校再編成基本計画」において、平成11年度から平成20年度までの計画を示し、平成16年度からは5年間にわたる「県立学校後期再編成計画」に基づく施策を展開してきました。また平成21年度から10年間を展望した県立高校づくりのための望ましい教育のあり方等を盛り込んだ「県立高等学校再編成基本計画」を策定し、県立高校を取り巻く状況の変化に迅速な対応を図っていくことの必要性から、これまでの取組みの成果及び課題について検証を行い、それを踏まえて今後の高等学校教育のあり方を検討しているところです。

本県の公立高等学校入学者選抜制度については、高等学校教育が果たすべき役割とそれまでの入学者選抜制度の理念を踏まえながら、入学者選抜制度のあり方について、幅広い視点からの検討を行うため、平成14年4月に島根県教育課程審議会答申「島根県立高等学校の入学者選抜方法の改善について」を受け、平成15年度入学者選抜において制度変更を行いました。平成18年7月には県立高等学校通学区検討委員会最終答申「県立高等学校通学区域（学区）のあり方について」、さらに平成23年7月に島根県教育課程審議会答申「島根県立高等学校の入学者選抜方法の改善について」を受け、その都度修正を加えながら入学者選抜を実施してきました。

県教育委員会は、平成26年7月に発表した「第2期しまね教育ビジョン21」の中でこれから社会を生き抜くために子どもたちに必要な力を「向かっていく学力」「広がっていく社会力」「高まっていく人間力」と表現しました。「向かっていく学力」の育成により「夢や希望に向かって主体的に学ぼうとする人を育てる」ことを教育目標の1つとしています。その実現に向けては中学生が明確な目的意識をもって主体的に進路選択ができる環境を整えることが必要です。現行の学習指導要領の趣旨や島根県の子どもたちの学習や生活の状況などに照らして多様な観点から検討を行った結果、中学校と高等学校を接続する入学者選抜の在り方について適切な改善を行う必要があると判断し、このたび公立高校入試の改善に取り組むこととしました。

改善方針の策定にあたっては、平成26年12月に県内の公立・私立中学校、公立・私立高等学校、市町村教育委員会、保護者、学識経験者の代表14名で構成する平成28年度島根県公立高等学校入学者選抜制度の改善に関する意見聴取会を立ち上げ、新たな制度による入学者選抜を早ければ平成28年度入学者選抜から導入することをめざして3回の意見聴取会を通じて検討を進めてきました。その後、平成27年2月からは公立・私立中学校、公立・私立高等学校、市町村教育委員会の関係者を対象にして県内9会場のべ10回の説明会を実施し、改善方針に対するご意見をいただいた上で引き続き検討を重ね、このたび平成29年3月に実施する入学者選抜の骨子として「平成29年度島根県公立高校入試の改善方針」を策定しました。

この改善方針は、現行の学習指導要領が求める学力の把握と中学校教育と高等学校教育との接続の考え方を柱としています。具体的には生徒自らの希望に基づく志願を確かなものにする機会の保障、各高等学校の特色に応じた選抜における主体性の確保及び生徒の特性や長所を総合的に評価することができる選抜資料の利用などをめざすとともに、選抜期間の長期化や選考の複雑化といった課題に対応することで、入学者選抜制度の改善に資するものと考えています。

I 改善方針の概要

○改善・充実を図るもの ◇基本的な考え方を継続するもの

1 基本的な考え方

改善方針を策定するにあたり、公教育が果たすべき役割を踏まえて以下のような考え方のもとで制度設計を行う。

- 高等学校への就学機会を保障するとともに、生徒が主体的に学校選択を実現できること
- 高等学校が自校の求める生徒像に適う生徒を求めることができること
- 中学校及び高等学校の教育活動に与える影響に十分配慮したものであること
- 受検生にとって公平でわかりやすい入学者選抜制度であること

2 改善方針の内容

(1) 選抜の機会

- 一般選抜においては志願校を1校とすることにし、第2志望校制度は廃止する。但し、同一校内の複数学科の志望は可能とする。
- 一般選抜の出願状況を公表後、受検生は1回に限り志願校の変更ができる。
- 一般選抜の合格発表後、入学定員に欠員が生じた高等学校では第2次募集による選抜機会を設定する。
- ◇ 各校の特色ある教育展開を踏まえた選抜の方法として、推薦選抜、スポーツ特別選抜、中高一貫教育校特別選抜による入学者選抜を実施する。
- ◇ 公立高等学校における学びを幅広く提供するために、通信制課程の入学者選抜を実施する。

(2) 検査のあり方

- ◇ 中学校教育と高等学校教育の接続という視点から、現行の学習指導要領が求める学力として示された「基礎的・基本的な知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学習意欲、主体的に学習に取り組む態度」などの学力を的確に把握するため、学力検査、面接、作文、実技検査等を実施する。
- 学力検査においては「思考力、判断力、表現力等」をみる内容を充実する。
- ◇ 面接においては、個人調査報告書の記載事項等を踏まえ、受検生の特性や長所なども含め、総合的な意欲や資質をみる。
- 第2次募集においては前述の検査に加え、各校が特色に応じて総合的な能力や特性をみる検査を実施することも可能とする。

(3) 資料の扱い

- ◇ 選抜の資料として、中学校から高等学校への接続を図る観点から、個人調査調査書など提出された資料を活用するとともに、実施したすべての検査結果を使用するものとする。その際、各高等学校の特色や受検生の個性を生かすため、資料ごとに取り扱う割合を変えることができる。

(4) その他

- ◇ 通信制の課程においては、多様な受検生の実態を踏まえ、学力検査を実施せず、面接検査を実施する。

3 実施の時期

- 平成29年度入学者選抜から実施する。

II 選抜制度の具体的な内容

○改善・充実を図るもの ◇基本的な考え方を継続するもの

1 選抜の機会

(1) 一般選抜における第2志望校制度を廃止する。

○ 一般選抜で志願できる高等学校は1校とし、第2志望校制度を廃止する。

◇ 推薦選抜、スポーツ特別選抜、中高一貫教育校特別選抜及び通信制課程の入学者選抜については現行の制度により実施する。

(2) 一般選抜では同一校内における学科間の複数志望を認める。

○ 一般選抜において、募集人員を複数の学科ごとに設定している学校では、同一校内の異なる学科間の第1志望・第2志望等、複数志望を認めることにより、当該高等学校への進学を希望する生徒の就学機会を確保する。

○ 同一校の全日制課程と定時制課程、本校と分校は同一校と考え、課程間または本校と分校間の複数志望を認める。

(3) 一般選抜において1回に限り志願変更を認める。

○ 一般選抜の出願終了後に出願状況を公表する。その後1回の志願変更（志願校及び志願学科の変更）ができる。志願変更期間終了後に最終の出願状況を発表する。

(4) 第2次募集による選抜を実施する。

○ 全日制課程・定時制課程の一般選抜合格発表時点で入学定員に欠員が生じた学科において第2次募集を実施する。

○ 公立高等学校に合格していない者で、私立高等学校等に入学手続きを終えていない者に限り志願できる。但し、一般選抜で受検した高等学校への再志願はできない。

(5) 松江市内の全日制県立普通科高等学校における通学区以外（以下「通学区外」という。）からの合格者の割合を拡大する。

○ 県内で唯一、通学区が定められている松江市内の松江北高校、松江南高校、松江東高校の県立普通科高校における松江市内の通学区外から合格できる入学定員に対する割合をこれまでの5%から20%に拡大して、学びたい高校で学ぶことのできる環境を整える。

○ 松江市内の松江北高校、松江南高校、松江東高校の普通科と理数科を2校にわたって出願する場合に1(2)による同一校の第1志望学科・第2志望学科等の出願に準ずる扱い「松江市内の県立高等学校全日制課程普通科の通学区指定に伴う出願についての特別措置」は廃止する。

2 検査の時期

(1) 一般選抜は3月初旬～中旬

推薦選抜・スポーツ特別選抜・中高一貫教育校特別選抜は1月中旬～下旬

第2次募集は一般選抜の合格者発表後の3月下旬

通信制課程は当該高等学校長が指定する。

○ 学校選択の機会を保障するとともに、中学3年の3学期について落ち着いた学習環境を可能な限り長く維持するという点から、一般選抜の出願から合格者発表までの日程を設定する。

3 選抜資料

選抜資料は、学力検査、個人調査報告書、面接、実技検査、作文、推薦書、自己報告書、校長副申書、自己申告書、自己紹介書等から、それぞれの入学者選抜において定める。

3-1 学力検査

(1) 5教科の学力検査を実施する。各教科50点満点、合計250点とする。

- ◇ 中学生が教科に対する十分な知識・技能や思考力・判断力・表現力等の力を備えて入学者選抜に臨み、高等学校における学習活動へ円滑につなぐことができるようする。
- 知識・技能などの知っていること・できることをどう使うかという観点で思考力・判断力・表現力等をみることができるように引き続き検査問題の質の改善を図る。
- 採点基準を明確にするために各問い合わせの配点を圧縮する。

3-2 個人調査報告書

(1) 学習評価については目標に準拠した評価（いわゆる絶対評価）を導入しており、学習の記録での各教科の評定については、5段階評価とする。

(2) 評価対象学年は第1学年から第3学年までとする。

- ◇ 中学1年からの学習活動を幅広く評価するとともに、中学3年での学力をより重視する観点から、一般選抜においては第3学年の評定を第1、第2学年の評定の合計より重く評価することとし、各学年の評定の比率を、3年：2年：1年= 2：1：1とする。

(3) 学力検査の成績と個人調査報告書の評定との比率については、各高等学校が定める。

- ◇ 一般選抜においては、それぞれの学校の状況に合わせて合格者を決定できるよう、総合点を算出する際の個人調査報告書と学力検査の成績の評定の比率について、「80：20」「70：30」「60：40」「50：50」「40：60」までの5つのパターンのうちから、各高等学校が選択し、教育委員会に報告する。教育委員会はこの報告を踏まえて決定する。

(4) 各教科の評定を同等に扱う。

- ◇ 中学校における生徒の各教科の学習状況を、全体として偏りなく評価する観点から、総合点を算出する際に、9教科（国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭、外国語）の評定に軽重をつけず、同等に扱う。

(5) 学習、特別活動、行動の記録は数値または記号で記載し、総合的な学習の時間その他の校内の日常生活を含む中学校での教育活動全般における諸活動及び所見等の記録は具体的な事実を示して記載する。記載内容は総合的に受検生を評価する選考のための資料とする。

3-3 面接

(1) 各学校・学科に対する関心や志望の動機、就学意欲等を把握するために実施する。

(2) 各高等学校長は、面接の方式、時間等について県教育委員会または松江市教育委員会と協議の上、実施方法を定める。

(3) 各高等学校長は、校長を委員長とした面接実行委員会を設置して、その委員の意見を聞かなければならない。

(4) その他、必要な事項については、実施高等学校長が定める。

3-4 その他の資料

(1) 受検生を多面的に評価する観点から各選抜に応じて、作文・実技等の結果、また受検生の事情に応じて推薦書、自己報告書、校長副申書、自己申告書、自己紹介書を提出させ、選抜資料とすることができます。

4 選抜方法

4-1 一般選抜

- (1) 一般選抜においては、個人調査報告書、学力検査成績、面接結果等の資料に基づいて、各高等学校、学科等の特色に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を判定して各高等学校長が選抜する。

4-2 推薦選抜・スポーツ特別選抜・中高一貫教育校特別選抜

- (1) それぞれの選抜方法に応じて、個人調査報告書等の書類及び面接の結果を、作文・実技検査等を実施した場合はその結果も、資料として自校の求める生徒像や選抜において重視する点に配慮して各高等学校長が選抜する。

4-3 第2次募集

- (1) 検査内容は当該高等学校長が指定する。
- 個人調査報告書及び学力検査の結果を資料として利用することができる。
 - 面接、作文、基礎学力をみるための検査等を実施する場合がある。
- (2) 選抜方法
- ◇ 提出された資料と実施した検査結果を総合的に判断し、当該高等学校長が選抜する。

4-4 通信制課程の選抜

- (1) 個人調査報告書、作文及び面接結果等の資料に基づき、当該高等学校長が総合的に選抜する。

5 合格発表

5-1 一般選抜 3月中旬に各高等学校で行う。

5-2 推薦選抜・スポーツ特別選抜・中高一貫教育校特別選抜

- (1) 合格内定については1月下旬に各高等学校長から中学校長を通じて本人に通知する。
- (2) 合格発表は3月中旬に一般選抜の合格発表と同時に当該高等学校で行う。

5-3 第2次募集 3月下旬に当該高等学校で行う。

5-4 通信制課程の選抜 3月下旬に当該高等学校で行う。

6 入学手続き

- (1) 合格者は各選抜方法ごとに当該高等学校長が定める日時までに入学の意思表示を行う。
- (2) 合格者が当該高等学校長の定める日時までに入学の意思表示を行わない場合は、当該高等学校長は合格を取り消す場合がある。